

## 令和元年10月1日から 3歳から5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを 利用する子どもの利用料(保育料)の無償化が始まりました

※ 0歳から2歳までは住民税非課税世帯の子どもが対象になります。

令和2年度に認可外保育施設や幼稚園などに入園する方は、  
無償化となるための認定などの手続きが必要な場合があります

■問い合わせ先 子育て支援課幼児保育係 ☎(48)1111(内1123・1130)

### 幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子ども

#### 対象

- ▽ 幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども(自由契約児を除く)
- ▽ 0歳から2歳までの子ども(住民税非課税世帯が対象)
- ※ 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園(町外の私立幼稚園)については、無償化となるための認定などの手続きが必要です。

#### 対象施設・事業

- ▽ 幼稚園、保育園、認定こども園に加え、地域型保育(※1)、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も同様に無償化の対象となります。  
※1 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

#### 無償にならないもの

- ▽ 給食費、通園バス代、行事費、教材費などの実費徴収する分。ただし、一定の条件により副食代(おかず・おやつなど)が無償化の対象になります。
- ▽ 幼稚園については、月額上限2万5,700円を超える分。

#### 無償化の期間

- 満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間
- ※ 幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳から無償化します。



子どもが2人以上の世帯の負担軽減のため、保育園などを利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

### 幼稚園の預かり保育を利用する子ども

#### 対象・利用料

- ▽ 無償化の対象となるためには、事前に在住の市町村から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- ※ 原則、通園している幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」を受けるためには、就労などの要件があります。町内保育園入所要件と一部異なります。詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。
- ▽ 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1万1,300円までの範囲で預かり保育の利用料(保育料)が無償化されます。